

学校法人津曲学園役員退職慰労金支給規程

平成 6 年 3 月 31 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人津曲学園（以下「学園」という。）の寄附行為(昭和 26 年 3 月 5 日制定) 第 6 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(支給の条件)

第 3 条 常勤の役員が次の各号により退任した場合は、退職慰労金を支給する。ただし、津曲学園退職金規程（平成 17 年 3 月 30 日制定）の適用を受ける者に対しては、退職慰労金は支給しない。

- 1 任期満了
 - 2 辞任
 - 3 死亡
- 2 非常勤の役員が退任した場合は、退職慰労金は支給しない。ただし、役員在任中特に功績があったと理事会で認めたときは、功労金として 10 万円を支給することができる。

(支給方法)

第 4 条 役員退職慰労金の支給については、津曲学園退職金規程第 6 条及び第 7 条を準用する。

(算定方法)

第 5 条 退職慰労金の支給額は、役員退職日における報酬月額に、その者の在任期間を別表（役員退職慰労金支給率表）に応じた支給率を乗じて得た額とする。

2 前項における在任期間とは、役員として就任した日の属する月から退任の日の属する月までとし、1 年未満の端数を生じた場合は、6 か月未満はこれを切り捨て、6 か月以上は 1 年とする。

(加算)

第 6 条 役員在任中特に功績があったと理事会で認めたときは、前条で算出された支給額に 100 分の 20 以内の金額を加算して支給できる。

(公表)

第 7 条 学園は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行以前に就任し、この規程施行日以降も引き続き在任する役員の場合は、その役員が就任時に遡り継続通算する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）
役員退職慰労金支給率表

勤続年数	支給率
1年	0.90
2	1.59
3	2.49
4	3.39
5	4.28
6	5.18
7	6.40
8	7.34
9	8.29
10	9.93
11	10.96
12	12.96
13	14.09
14	15.24
15	17.42
16	18.62
17	19.83
18	21.05
19	22.25
20	24.84
21	26.13
22	27.44
23	28.82
24	30.07
25	33.11
26	34.96
27	36.82
28	38.67
29	40.54
30	44.47
31	46.40
32	47.90
33	49.41
34	50.93
35	52.36
36	53.96
37	55.47
38	56.97
39	58.49
40以上	60.00